

鳥取県告示第 732 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字仏谷1724の1(次の図に示す部分に限る。)、1724の4、1724の5、1724の8、1724の9、1724の12

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相谷字頓谷170、171、字平井垣173の1、173の2、174、字宮ノ谷176、177、字蓮花橋185の1(次の図に示す部分に限る。)、186、字長蛇187(次の図に示す部分に限る。)、187の1、188、大字牧谷字鼠谷889、889の1、890、1669、1673から1680まで、字後谷1597の1、1598の1、1600、1601、字駒谷1621、1626、字鳥井元1632、1636、1639から1641まで、字日野谷大口1642、1646、1650から1652まで、字鼠谷口1659、1660、字鋸谷1703、1704、1706、1716から1718まで、字仏谷1720、1721、字日野谷奥1734、字畑ノ谷1744の2、字畑ノ谷口1749、1750の1、1750の2、1753、1754、字笹原口1759、1760、1774、1776から1778まで、字笹原1767、1769から1773まで、字日野宮1790、1791、字熊井浜1829の10、字出向谷1831、字小松黒嶋谷1832、字大小松1833、字潰口峠1834、字馬力谷1835、字碁石河原1836、字津崎1837

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)